

## 県民向けの旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業プロモーション業務 委託に係る公募型プロポーザル募集要綱

### 1 目的

「県民向けの旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業（前売り宿泊券・旅行券含む）」（以下「当該事業」という。）（※）の利用を促進するため、利用者及び参画事業者への情報発信を適切かつ効果的に実施する。

#### （※）補足事項

- ・当該事業は、新型コロナの影響により需要の落ち込んだ県民宿泊・旅行の回復を通じ、地域観光を支援するため、兵庫県が、感染状況を見極めつつ、新たな観光需要の創出を図る目的で実施するものである。制度概要は別紙を参照のこと。
- ・当該事業は、兵庫県から委託された事務局が運営する。事務局は、旅行・宿泊商品の販売ルートに対応し、①宿泊事業者、②旅行会社（第2種・第3種・地域限定）、③旅行会社（第1種）、④OTA（オンライン・トラベル・エージェント）の最大4事務局及びクーポン券配布事業の事務局が設置される。
- ・事務局業務は、兵庫県観光企画課が運営統括するが、上記事務局のうち1つの事務局が統括事務の補助業務及びワンストップのコールセンター業務を担う予定である。
- ・本業務は、このうち当該事業の利用者及び参画事業者向けの情報発信（プロモーション業務）について、（公社）ひょうご観光本部（以下「当本部」という。）が兵庫県の補助金を受けて、統一的に実施するものであり、兵庫県及び各事務局と綿密な連携をとって実施する必要がある。
- ・当該事業は、兵庫県が観光庁の『訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金「地域観光事業支援』』の活用を前提に行うものであり、観光庁による交付決定及び事業実施については、本県感染状況が「第2回新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和3年4月15日）」の提言における「ステージⅡ相当以下」と知事が判断していることが条件となる。
- ・したがって、本業務は、兵庫県からの補助金交付決定及びひょうご観光本部の令和3年度補正予算の成立が前提であり、当該予算措置及び交付決定の状況によっては委託契約が締結に至らない可能性がある。
- ・また、事業開始後に感染状況がステージⅢ相当以上と知事が判断した場合、本県区域が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項に基づくまん延防止等重点措置の区域として公示された場合、又は同法第32条第1項に基づく緊急事態措置を実施すべき区域として公示された場合には、事業停止されるので、これに対応して本業務も一時停止または中止となることがある。
- ・事業者は、予め以上のことについて了承したうえで応募すること。

## 2 募集概要

### (1) 業務名

県民向けの旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業プロモーション業務

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 業務期間

契約締結日から令和4年2月28日まで

## 3 参加資格

本案件への応募者は、次に掲げる各号の全てに該当するものとする。

- (1) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等ではないこと。
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限の基準（地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく）による資格制限を受けていない団体等であること。
- (3) 兵庫県の指名停止基準にもとづく指名停止を応募書類の受付期間において受けていない団体等であること。
- (4) 兵庫県が賦課徴収する全ての県税並びに消費税及び地方消費税についての未納のない団体等であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続き開始の申し立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者。
- (6) 民事再生法（平成11年法第225号）の再生手続きの申し立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画許可決定がなされていない者。
- (7) 事業の実施にあたり、当本部のほか、兵庫県観光企画課、旅行・宿泊代金割引各事務局及びクーポン券事務局との打ち合わせなどに適切に対応できること。
- (8) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (9) 複数の者がグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。
  - ① 代表者を選出し、応募等委託者とのやり取りについては代表者が行うこと。
  - ② 申請書の記名については、全ての構成者が行うこと。
  - ③ 申請については、1者につき1提案に限る。また、グループの構成者は他のグループの構成者となり又は単独で申請を行うことはできない。

なお、代表者及びその構成者は上記の(1)～(8)をすべて満たすこととする。

## 4 応募書類の提出（審査関係）

応募を希望する者は、提出書類に必要な事項を記入し、下記のとおり提出すること。

### (1) 必要書類および部数

- ① 応募申請書（様式第1号）……………1部（押印不要）
- ② 事業者概要及び業務実施体制調書（様式第2-1号・2号）……1部
- ③ 企画提案書（様式任意）……………10部

- ④ 見積書（別添1）……………10部  
※別紙「仕様書」記載の業務項目ごとの内訳を記載すること
- ⑤ 誓約書（様式第3号）……………1部  
※共同体企業として参加する場合は、全ての構成員が提出すること。  
※審査の必要上、後日、追加資料の提出を求める場合がある。
- ⑥ 添付書類……………各1部  
(ア) 定款又は寄付行為（法人格を有していない場合は規約等これに類する書類）  
(イ) 会社概要等、応募者の概要がわかる書類  
※共同体企業として参加する場合は、全ての構成員が提出すること。  
※審査の必要上、後日、追加資料の提出を求める場合がある。

## (2) 受付期間

令和3年6月9日（水）から6月16日（水）まで（休日を除く）  
午前9時00分から午後5時00分まで

## (3) 提出方法及び提出先

- ① 持参、郵送又は電子メールによる。
- ② 持参又は郵送による場合は、本文書末記の提出先にすること（提出受付期間内必着）FAXによる提出は受け付けない。
- ③ 電子メールの場合、件名を「県民向けの旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業プロモーション業務に関する提案」とし、提案書は1つのファイルに結合し、かつ、全ての提出書類を1つのフォルダにまとめた上、その容量の合計を**原則10MB以下**とすること。なお、電子メールによる提出の場合には事前に電話により申し出ること。

## (4) 注意事項

- ① 原則、サイズはA4版、分量は20ページ以内とし、左上1箇所をホチキス止めすること。
- ② 当本部が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

## 5 企画提案説明会について

企画提案説明会は実施しない。

## 6 質疑応答

- (1) 質問は質問書（様式第4号）により、令和3年6月11日（金）正午までに電子メールで送信するものに限る。また、必ず受信を電話で確認すること。なお、電話による質疑は一切受け付けない。
- (2) (1)の質問書に対する回答書は、令和3年6月14日（月）までに電子メールで回答する。

## 7 応募者が1者である場合の措置

- (1) 応募者が1者であっても審査を実施する。
- (2) 応募者がいなかった場合は、再度公告し、参加表明に関する書類の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

## 8 予算額

11,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※提案者の提示額は、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額はプロポーザル実施後に別途締結する委託契約書によるものとし、提案者が提示した額と必ずしも一致しない。

## 9 受託者の選定方法

### (1) 審査方法

- ① 審査会において提出された企画提案書、見積書を企画内容、事業の実施能力等を選考委員会で審査の上、最優秀提案者を選定する。
- ② 審査は、原則として書類審査により行うが、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

### (2) 審査基準

仕様書記載の業務に係る広報媒体、制作物デザイン、スケジュール、費用などの企画提案内容について、以下の基準により審査を行う。

審査項目	審査内容	配点
1 企画性	<input type="checkbox"/> 制作物の内容、デザインなどは効果的なプロモーションが可能な優れた内容となっているか <input type="checkbox"/> 選択した媒体は適切か	30
2 計画性	<input type="checkbox"/> 当該事業のスケジュールを踏まえた計画となっているか <input type="checkbox"/> 当該事業の利用促進に資する効果的なプロモーションが可能なスケジュールとなっているか	20
3 実施体制	<input type="checkbox"/> 関係者との連携体制は十分か <input type="checkbox"/> 業務執行にあたり十分な人員配置となっているか <input type="checkbox"/> 共同事業体で応募の場合、それぞれの役割分担は明確か <input type="checkbox"/> 法令順守・情報管理に必要な体制は十分か <input type="checkbox"/> 過去に類似事業を受託した実績があるか	20
4 経済性	<input type="checkbox"/> 見積額・積算内訳（根拠）は妥当か <input type="checkbox"/> 費用対効果（コストパフォーマンス）に優れた内容となっているか	30
合 計		100

### (3) 審査結果

審査結果については、応募者全員に文書にて通知する。

#### (4) 注意事項

- ① 事業実施においては、提案内容をベースに実施することとするが、内容及び時期については、協議のうえ変更する場合がある。
- ② 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚したときは、採択を取り消す場合がある。

### 10 委託契約の締結

#### (1) 契約の締結

- ① 契約に関する事務は委託者で行う。
- ② 委託者は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に変更・追加を加えて契約する場合がある。
- ③ 契約条項は、委託者において示す。また、契約後も実施内容を変更することがある。
- ④ 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が200万円を超える場合は委託者に対して、委託金の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- ⑤ 受託者は、本事業を第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。

#### (2) 契約の解除

- ① 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部または全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- ② 上記①により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

#### (3) 委託費の支払い

- ① 委託費は、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認した上で支払う。
- ② 上記にかかわらず、当本部が業務遂行上必要と認める場合は、前金払を行うことができる。前金払の額は当本部で決定する。なお、実際に業務に要した経費が前金払をした金額を下回った場合は、既支出額との差額について、返還を求める。
- ③ 委託契約の内容どおりの業務執行が認められない場合、本業務の内容や委託期間に変更が生じた場合などは委託契約を変更し、実績に応じて精算を行う。

## 11 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを委託者が作成し、使用することがある。
- (6) 企画に際しては業務委託先として採用されないこともある点に十分注意の上、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- (8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格とする。
  - ① 「3 参加資格」に該当しない場合
  - ② 要綱に違反または著しく逸脱した場合
  - ③ 審査会の選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
  - ④ 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかった場合
  - ⑤ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - ⑥ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
  - ⑦ 関係書類に虚偽の内容が記載されている場合
  - ⑧ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適切と認められるとき。
- (9) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。この場合次順位の者と契約を締結する。

### 【提出先・問い合わせ先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第1号館7階

公益社団法人ひょうご観光本部

県民向けの旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業プロモーション業務担当

TEL : 078-362-3837 FAX : 078-362-4275 Eメール : [kankokikaku@pref.hyogo.lg.jp](mailto:kankokikaku@pref.hyogo.lg.jp)